

コロナリスク対応型事業継続補助金 Q & A

ここで言う「補助金」とは、特に断りがない限り「コロナリスク対応型事業継続補助金」を指します。

Q 1. コロナBCPとはどんなものか

A. 通常の業務遂行が困難になる事態が発生した場合に、事業の継続や復旧を速やかに遂行し、業務中断に伴うリスクを最低限にするため、平時の事業継続を戦略的に準備する計画のことをBCP（「Business Continuity Plan」の略）といい、新型コロナウイルスを含めた、新型感染症に対応したBCPのことをいいます。

Q 2. コロナBCPを策定しないと申請できないのか。

A. 策定を予定している段階でも申請できます。ただし、補助事業の実施期間中に策定・提出していただく必要があります。策定できなかった場合は、補助対象の要件を満たさなくなるため、交付決定の取り消しとなります。

また、交付決定を受けた後に提出されたコロナBCPは、当補助金審査会委員により、内容の確認を行いますので、その内容や補助事業との関連性等が不十分であると判断された場合、交付決定の取り消しとなる可能性がありますので、ご注意ください。

Q 3. コロナBCPの策定方法が分からない。

A. コロナBCPについて学べるセミナーや専門家指導のもと策定できるワークショップを定期的開催していますので、こちらに参加いただくことで、策定ができます。

開催スケジュールは、商工政策課のホームページでご確認いただけます。

また、専門家の個別相談を受けられる制度もありますので、詳しくは「とっとりBCPサポートセンター」にお問い合わせください。→<https://www.pref.tottori.lg.jp/296965.htm>

Q 4. 本社が県外の場合、対象になるか。

A. 県内に支店や営業所等を有していれば対象となります。

ただし、補助対象経費は、県内の事業所分のみとなります。

Q 5. 複数回に分けて申請することは可能か。

A. できません。1社あたり1回に限り申請可能です。

消毒事業については、その他の事業を実施した後、又は実施する前に別途申請することが可能です。ただし、上限額は1社あたり50万円で、この額を超えて申請することはできません。

Q 6. 申請はいつすればいいか。

A. 募集期間中に申請してください。第1次募集は4月15日（木）から5月12日（水）までです。

以降は、予算の状況により、別途募集します。ただし、消毒事業については、時期を問わず継続して受け付けますので、必要な時に申請可能です。

Q 7. コロナリスク対応事業で申請済だが、保健所から消毒するように指導があった。消毒事業で再度の申請はできないか。

A. 申請回数は原則1社あたり1回限りですが、消毒事業に限り別で申請可能としています。ただし、上限額は1社あたり50万円までとなりますので、消毒事業以外の事業で50万円の交付決定を受けている場合は、申請できません。

⇒申請回数：消毒事業とそれ以外の事業別に申請することが可能。（どちらが先でも可）

補助金額：消毒事業とそれ以外の事業あわせて50万円まで

例) コロナリスク対応事業で30万円の交付決定を受けている場合、消毒事業で20万円までの補助金申請が可能

Q 8. 申請書の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。

A. 変更承認申請書を提出し、承認を得ていただければ可能です。

重要な変更を行おうとする場合は、必ず変更申請が必要ですが、軽微な変更は申請不要です。

【重要な変更とは？】

事業の実施内容を大幅に変更する場合、新たに対象経費を追加する場合、補助金額の増額を伴う変更の場合、変更により、事業目的の達成に支障が生じたり、事業効率の低下をもたらす恐れのある場合 など

※上記以外にも、変更手続きが必要な場合があるため、必ず事前に相談してください。

【軽微な変更とは？】

事業実施期間の変更、法人における代表者の変更、会社の合併・分割を伴わない単純な社名変更、県内における会社所在地の変更、個人事業主の法人成り など

Q 9. 事業を途中で中止してもいいか。

A. 可能です。ただし、事前に中止・廃止の申請書を提出し、承認を得ることが必要です。

Q10. 補助金はいつ受け取れるか。

A. 原則として補助事業完了後です。

実績報告書の提出後、検査を行い、補助金額の確定の後、精算払を行います。

ただし、希望する方は概算払（前払い）も可能ですので、概算払請求書を提出してください。

Q11. 補助金交付申請前に発注したり支払った経費は対象になるか。

A. 対象になりません。

また、申請後であっても交付決定前に着手（発注・購入）した場合も、対象となりませんので、ご注意ください。

Q12. 事務所で感染者が発生し、緊急を要したので申請前に消毒作業を行ったが対象となるか。

A. 消毒事業に限り、交付決定前であっても保健所の指導に基づき行った作業であれば対象となります。そのことが分かる資料を添付して申請してください。

Q13. 鳥取県産業振興条例とは何か。なぜ県内事業者への発注が求められるのか。

A. 県内における経済の発展・事業者の育成並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的として、議員発議により制定された条例です。本条例において、県の事業においては、県内の人材及び物品等を積極的に活用することが求められており、補助事業についてもこれに沿った対応が必要なものです。

Q14. 委託・工事にかかる経費でなければ、県外事業者への発注は問題ないか。

A. 委託・工事にかかる経費以外については、県内事業者への発注は努力義務となります。条例の趣旨を御理解の上、可能なものはできるだけ県内事業者への発注をお願いします。

Q15. 委託・工事に係る業務を県外事業者へ発注したいがどうしたらよいか。

A. 原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められますが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要がある場合は、県の承認を得る必要があります。県外事業者へ発注する場合は、申請時に県外発注理由書を添付のうえ提出してください。県外発注理由等の内容によっては、補助対象経費として認められない場合がありますのでご注意ください。

Q16. サイバーセキュリティ対策のために専門職員を採用したが、その人件費も対象になるか。

A. 人件費は対象になりません。

Q17. 3密回避のために、空気清浄機を購入したいが対象になるか。

A. 対象になりません。その他、アクリル板やマスク・消毒液などの衛生用品（消耗品）など、直接的な感染対策にかかる物品の購入経費は対象になりません。

また、汎用性のあるものも、対象となりません。

以下、対象とならないものを例示しますので、参考にしてください。

○経費の性質上の観点から対象とならないもの

- ・ 抗菌・除菌機器、エアコン、
- ・ 非接触体温計、サーマルカメラ（サーモグラフィ）
- ・ アルコールディスペンサー、加湿器、噴霧器
- ・ 扇風機、サーキュレーター
- ・ 抗菌処理、トイレ改修 自動水栓化
- ・ 既存設備の修理や取り替え
- ・ プロモーション、広告宣伝 など

○汎用性の観点から対象とならないもの

- ・ パソコン、プリンター、タブレット端末、液晶モニター、カメラ
- ・ テーブル、椅子、棚
- ・ インターネット環境整備、速度向上
- ・ 会計管理ソフト、オフィス等の事務処理ソフト
- ・ 通常業務に使用できる設備や物品の購入 など

Q18. 他の補助金と併せて活用することはできるか。

A. 本補助金とは別の目的であり、同一経費が含まれていなければ、併給可能です。

判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

Q19. 設備の取替えは対象となるか。

A. 対象になりません。

通常の生産活動のための設備投資や取替え、その他、通常業務に使用する設備等の購入は対象になりません。

Q20. 実績報告で提出が求められている成果品とは何か。

A. 本事業を活用して導入した物品や試作品のほか、専門家や機関に委託して調査等を行った場合は調査報告書のことをいいます。